

# 令和8年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

# 令和8年第1回四市複合事務組合議会定例会会議録

## ◎議事日程

令和8年2月16日（月）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 令和8年度四市複合事務組合予算

第3 議案第2号 四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第3号 四市複合事務組合退職手当基金条例の一部を改正する条例

第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について）

第6 会議録署名議員の指名

.....

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 午後2時開会

○議長（中央重則議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第1回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（中央重則議員） これより会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（中央重則議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（中央重則議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は、各市議会で大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

そして、日頃より四市複合事務組合の運営に対しまして様々な形でお力添えをいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げさせていただきます。

本日、御審議をお願いする案件につきましては、令和8年度四市複合事務組合予算など4件でございます。議員各位におかれましては、この案件につきまして、御審議の上、御賛同くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますけれども、組合議会並びに関係市の皆様には、引き続き当組合の運営に対してお力添えをお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中央重則議員） ありがとうございます。

○議長（中央重則議員） これより日程に入ります。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（中央重則議員） 次に、日程第2、議案第1号令和8年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

〔議案第1号は巻末に掲載〕

○議長（中央重則議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（白土太） それでは、議案第1号令和8年度四市複合事務組合予算につきまして御説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条では、令和8年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億6,746万1,000円を計上いたします。令和7年度予算13億6,164万5,000円に対し14億581万6,000円の増額となります。

第2条では、地方自治法第292条において準用する同法第230条第1項の規定により地方債を起すことについて定めるものです。

4ページを御覧ください。第2表地方債のとおり、第2斎場整備事業（借換分）として、限度額13億3,450万円を計上いたします。

なお、この地方債につきましては、しおかぜホール茜浜の整備に当たり、平成28年度に借り入れた地方債が10年後の借換えを条件に借り入れたものであることから、当該地方債を借り換えるものになります。

1ページにお戻りください。第3条では、地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3,000万円とするものでございます。

それでは、令和8年度歳入歳出予算につきまして、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書により御説

明いたします。

7ページから9ページまでは歳入及び歳出の総括表となっております。

次に、10、11ページをお開きください。

初めに、1款分担金及び負担金は8億5,974万9,000円を計上し、前年度比6,344万6,000円の増額となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は議会・総務に係る総務費と斎場の管理運営費及び施設整備費となります。

増額の要因は、職員の定年退職に伴う退職手当基金繰入金金の増や、斎場の利用件数の増に伴う斎場使用料の増、関係市派遣職員の減に伴う派遣職員負担金の減があるものの、令和7年度予算において、議会・総務分の繰越金として計上した三山園に係る繰越金の減や職員の定年退職に伴う退職手当の増、馬込斎場大規模改修事業に係る令和4年度借入債の元金償還開始による公債費の増などによるものです。

なお、関係市分賦金の算出表は35ページのとおりとなっております。

10ページにお戻りいただきまして、次に、2款使用料及び手数料は3億4,210万円を計上し、前年度比944万5,000円の増額となります。増額の要因は、火葬件数が増加傾向にあることや、それに伴い式場や遺体保管室などの利用件数の増加を見込んだことによるものです。

次に、3款財産収入は、基金運用収入と財産貸付収入として773万4,000円を計上し、前年度比20万9,000円の増額となります。これは、退職手当基金について、直近の金利等の動向を考慮し、運用収入の増額を見込んだことによるものです。

次に、4款寄附金は1,000円を計上いたしました。

次に、5款繰入金は、退職手当基金繰入金として2,122万円を計上し、前年度比2,121万9,000円の増額となります。これは、職員2名の定年退職に伴う退職手当の財源として、退職手当基金から2,122万円の繰入金を計上したことによるものです。

次に、6款繰越金は、令和7年度から8年度への繰越金で1億2,306万9,000円を計上し、前年度比3,364万6,000円の減額となります。これは令和7年度予算に

において、議会、総務分の繰越金として計上した三山園に係る繰越金が皆減となったことによるものです。

12、13ページをお開きください。

次に、7款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費頒布と残骨灰売払収入が主なもので、7,908万8,000円を計上し、前年度比1,064万3,000円の増額となります。増額の要因は、1目組合預金利子について、歳計現金等の保管方法を決済用普通預金から付利普通預金へ切り替えることに伴う皆増のほか、2目雑入について、火葬件数の増加及び残骨灰売払いに係る予算単価の見直しに伴う残骨灰売払収入の増額などによるものです。

次に、8款組合債は、しおかぜホール茜浜整備事業に係る平成28年度債の借換分として13億3,450万円を計上するものです。

続きまして、歳出予算につきまして御説明いたします。

14、15ページをお開きください。1款議会費は、組合の議員報酬及び議会運営に要する経費として124万9,000円を計上し、前年度比10万7,000円の減額となります。減額の主な理由といたしましては、臨時会における議事録筆耕料の減などによるものです。

16、17ページをお開きください。2款総務費は、特別職及び事務職員の人件費と組合事務局に係る運営経費などで1億4,623万3,000円を計上し、前年度比772万9,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、三山園の事業譲渡に係る精算業務の完了に伴い、関係市からの派遣職員を1名減としたことによる派遣職員負担金などの減はあるものの、職員1名の定年退職に伴う退職手当の増などから増額となるものです。

18、19ページをお開きください。3款衛生費は、馬込斎場としおかぜホール茜浜の管理運営に要する経費で6億1,237万8,000円を計上し、前年度比1,936万4,000円の増額となります。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で6,045万7,000円を計上し、前年度比1,476万5,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、職員1名の定年退職に伴う退職手当の増などによるものです。

20、21ページをお開きください。2目斎場施設費は、斎場施設の維持管理の経費で5億5,192万1,000円を計上し、前年度比459万9,000円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、火葬炉耐火台車消耗品や非常用発電設備保守点検料などの減はあるものの、労務単価の上昇や長期継続契約の更新に伴う清掃委託料や警備委託料などの増によるものです。

22、23ページをお開きください。4款公債費は19億9,260万1,000円を計上し、前年度比13億7,883万円の増額となります。

1目元金は19億7,172万2,000円を計上し、前年度比13億8,032万円の増額となります。この主な要因といたしましては、しおかぜホール茜浜整備事業に係る平成28年度債の借換えがあること、馬込斎場大規模改修事業に係る令和4年度債の元金償還が開始することから増額となるものです。

2目利子は2,087万9,000円を計上し、前年度比149万円の減額となります。この主な要因といたしましては、令和7年度に新たな借入れがなかったことにより元金残高が減少したことにより減額となるものです。

24、25ページをお開きください。5款予備費は1,500万円、前年度同額となります。

26ページから31ページまでは給与費明細書となっております。

32ページは地方債の調書で、前年度末現在高見込額として79億3,506万5,000円、当該年度中の起債見込額は13億3,450万円、元金償還見込額を19億7,172万2,000円、当該年度末現在高見込額は72億9,784万3,000円となっております。

以上が令和8年度四市複合事務組合予算の説明となります。

.....

○議長（中央重則議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書や議案などのページを言っていただくと分かりやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

質疑はありますか。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 御説明ありがとうございます。

した。何点か伺います。

まず、ページ数、予算書の16ページ、17ページの一般管理費に関わるところで退職手当基金の取崩しがあります。退職手当が増額ということで、この年度に職員が減少するということだと思えます。

それで、四市の事務が斎場だけとなり、職員数も変わってくると思いますけれども、今後必要な常勤の職員数をどのぐらいと考えているのか。派遣の方々もいらっしゃるし、プロパーの方々もいらっしゃるという中で、それぞれについてどのぐらいになるのかということをお知らせください。

それから、将来にわたって事務を円滑に進めていくためには、一定の職員をきちっと確保しておかなきゃならないと思うんですね。その辺の職員の配置についての考え方をお聞かせください。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） お答えさせていただきます。

まず、令和8年度予算におきましては、三山園の民間移譲に伴う事務が完了しましたので、令和7年度より、関係市からの派遣職員を2名減としまして、必要な常勤職員数として、プロパー職員を現状12名、派遣職員を2名、計14名について予算計上させていただいております。

続いて、将来にわたって安定的に継続していくための職員の配置につきましては、令和8年度末で定年退職予定者である職員の再任用の希望や、プロパー職員の年齢構成を考慮しつつ、必要に応じて関係市と職員の派遣であったり、新規職員の採用などについても協議しながら再度内部でも検討し、業務量に応じた適正な職員配置を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） ありがとうございます。職員数が変化するというところで、将来にわたって安定的にというのが、やりくりが大変になってくるのかなと思いますけれども、きちっと事務が引き継がれるような体制というのは確保していただきたいと思えます。

それから、馬込斎場の火葬についてなんですけれども、実は今年1月に利用された方から、11日に死亡し

たのに火葬は18日だった、結構長く待たされたという話がありまして、実際、今、馬込斎場を選んだ場合、どのぐらいの日数を待つことになっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御質問いただきました馬込斎場の火葬待ちの日数ということですが、今年度につきましては、例年と比較して待機日数が改善されており、一番の繁忙期の1月におきましても、火葬待ちだけで言えば3～4日程度、式場利用がある場合でも4～5日程度あれば基本的には御利用ができるような状況になっていると思えます。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 火葬の時間が朝9時頃からとか、早い時間のスタートだと、空いていてもなかなか使えないということもあって、こういうことになっていたのかなとは思いますが、事務局の感触としては、そんなに混んでないというのが実態だということよろしいでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） はい、御指摘のとおりでございます。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） ありがとうございます。

それで今後についてなんですが、今は馬込としおかせと両方順調に稼働しています。令和6年度の火葬件数が1万2,825件ということで、毎年かなりの勢いで増えているのかなという感じがするんですが、火葬の需要の見通しについて、これからどんどん増えていく中で、いつまで今の体制が大丈夫なのか、受入れが可能なのか、そのあたりの将来の見通しがどうなっているのか伺わせてください。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） お答えさせていただきます。

火葬需要につきましては長期的な見通しを立てておりまして、今後、年々需要が増加していく見込みとなっております。施設の受入れにつきましては、それを見越しまして、令和元年度にしおかせホール茜浜が稼

働しており、中長期的にも火葬需要への対応は可能な形を整えていると考えているところです。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） すみません、中長期的には大丈夫ですという、もう少し大丈夫の根拠を明らかにしていただけますか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 当組合のほうでは、施設建設時に、将来需要を当然見込みまして建物を建設させていただいております。現状では基本的に馬込は3炉、しおかぜホールは4炉動かしているんですけれども、冬期につきましては、馬込斎場も4炉動いております、しおかぜホール、馬込斎場、ともに1時間当たり4炉が稼働となっております。

現在の予測として、2055年に最初のピークが来て、1万7,000人の年間死亡者数を見込んでおまして、まず、ここに対応できるよう計画を立てました。ただ、実はこの後にその死亡者数は一旦減りますが、2070年あたりに1万8,000件を超える死亡者数の見込みがあります。

当初見込んだ際は、既に関係4市の人口が減少に転じている見込みだったのですが、現状まだ微増か、少なくともほぼ減っておらず、そのピークの見込みが少し後ろに倒れてはいるものの、今の現状でいきますと、2070年の最大のピークの時期にも、今の待ちと同じとまでいくかどうか分からないんですけれども、他市でやっているような友引火葬や火葬炉を最大限活用するなど、そういったかたちを整えますと、少なくとも他市のような、火葬ができないであるとか、そういったかたちがない適正な施設運営ができる、計画が見込められているとお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） ありがとうございます。今の火葬炉の基数と、それから将来1万8,000人を超える死亡者数、それは受け入れられるだろうということなんですけど、2070年という、今から40年以上先ですよ。そのときに今の火葬炉は使えるんですか。途中で建て替えだとかというのは必要ないんでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 今、現状、馬込の火葬炉も長期間稼働している状況ではあるんですけども、火葬炉の中のいわゆる耐火材みたいなものを改修させていただいております、ちょっと言い方は大げさになってしまうかもしれないんですけども、毎年毎年、きれいな火葬炉、ちゃんと適正に稼働ができる火葬炉に修繕をし続けているというようなものになりますので、毎年度、一定程度の金額はかかってしまいますし、当然別途建物の修繕などは必要になるかもしれませんが数十年先でも適正に使える火葬炉として維持ができると考えております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 安心しました。ありがとうございます。

それから、最後、もう1点なんですけど、式場の利用形態が、最近、お通夜と告別式を両方やる人が減って、告別式だけという件数が相当増えていると思います。決算でもそういう数字があったかと思うんですが、葬儀の形態がこういうふうに変ってきている中で、今、式場の利用時間というのが、午後2時から翌日の火葬時間まで2日間確保することになっていて、実際には初日は全然使わないみたいな状況が起きていると思うんですね。利用時間を実態に合わせて縮小して、もっと受入れ件数を増やすとか、1回当たりの利用料を下げるとか、そういう見直しというのは検討できないのでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘のとおり、葬儀の形態は変わってきておまして、通夜を行わない、告別式のみ式の式は多くなってきております。ただ、告別式のみの場合、確かに実際使わない時間も多くありますが、式の前に祭壇の飾りつけとか、式典の準備が多くありますので、受入れ件数を増やすことは現実的に難しいのではないかなと考えております。時間の割り振り等については、また今後の動向を見ながら検討を続ける形になるかなと思っております。

以上です。

○議長（中央重則議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論を行います。

組合事務が斎場の設置及び整備、管理、運営のみとなる年度予算となっております。斎場使用料については、使用料が高くて低所得者には重い負担になっているということは指摘をしておきたいと思います。これについては、何とか改善方、要望をしたいと思います。

しかし、馬込斎場としおかぜホール茜浜の管理運営については、今、質疑でも分かりましたけれども、特段問題があるとは感じませんでした。葬儀の形態が変わることによっての施設の貸出し方については、引き続き改善は検討していただきたいということは要望を申し上げて賛成といたします。

○議長（中央重則議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） これより採決に入ります。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中央重則議員） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、日程第3、議案第2号四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

〔議案第2号は巻末に掲載〕

○議長（中央重則議員） 提出者から説明を求めます。管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 議案第2号四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

四市複合事務組合議会議員の議員報酬の支給方法等につきましては、四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例により、船橋市の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の例によることと規定されており、船橋市議会議員の議員報酬と同様の支給方法としております。その中で、議会の招集日数や報酬額等、組合議会と船橋市議会の相違が大きいことなどから、組合の実態に即した議員報酬の支給方法等にしたいことから所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、報酬の支給月を9月と3月の年2回と規定することと、年度の途中で議員でなくなった場合の支給月、在職期間が6か月に満たない場合の計算方法などを規定するものとなっております。

この改正条例の施行日は令和8年4月1日となっております。

以上が条例案の説明となります。

.....

○議長（中央重則議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論を行います。

議員報酬の支給を毎月から半年分ずつまとめて支給する事務の軽減のための変更となっております。ただ、この支給額ですが、月額、議長6,100円、副議長5,300円、議員4,500円と、生活給とはならない支給額なので影響は少ないと考えますので、賛成といたします。

○議長（中央重則議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） これより採決に入ります。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中央重則議員） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

-----

○議長（中央重則議員） 次に、日程第4、議案第3号四市複合事務組合退職手当基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

〔議案第3号は巻末に掲載〕

○議長（中央重則議員） 提出者から説明を求めます。

管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 四市複合事務組合退職手当基金条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

提案理由といたしましては、退職手当基金につきまして、地方自治法第241条の規定及び基金条例に基づき運用及び処分を行っておりますが、他団体の基金条例の規定状況なども考慮し、条例中に運用益金の処理及び処分の方法について規定するため、所要の改正を行うものとなっております。

改正内容といたしましては、運用益金の処理について、基金の運用から生ずる収益は一般会計の歳入とすることを規定し、処分について、基金は職員の退職手当に要する経費に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上して処分することができると規定をするもので

す。

この改正条例の施行日は令和8年4月1日となっております。

以上が条例案の説明となります。

.....

○議長（中央重則議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論を行います。

運用益金の処理と基金の処分について、条例に明記するという規定の整備なので、どうして今なのかなどという疑問はちょっと感じましたが、賛成いたします。

○議長（中央重則議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） これより採決に入ります。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中央重則議員） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

-----

○議長（中央重則議員） 次に、日程第5、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案第4号は巻末に掲載〕

○議長（中央重則議員） 提出者から説明を求めます。

管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 議案第4号専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

専決処分の内容につきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県総合事務組合が共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。

専決処分の理由といたしましては、四市複合事務組合が公平委員会事務を共同処理するために加入しております千葉県市町村総合事務組合におきまして、令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合が共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議することとなっておりますが、本件につきましては、千葉県市町村総合事務組合への議決書等の写しの提出期限である令和8年1月16日までに組合議会の開催予定がなかったことから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。つきましては、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

説明は以上になります。

.....

○議長（中央重則議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論を行います。

3つの水道企業団が解散したことに伴う団体数の減少と職員採用試験の合同実施事務が廃止されたことに伴う規約変更の協議です。四市組合として反対する内容ではないので、賛成いたします。

○議長（中央重則議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） これより採決に入ります。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中央重則議員） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に木村孝議員及び葛生正文議員を指名します。

.....

○議長（中央重則議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

.....

○議長（中央重則議員） これをもちまして、令和8年第1回四市複合事務組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時37分閉会

.....

〔出席者〕

◇出席議員（12人）

議長	中央重則
副議長	林隆文
議員	芝田裕美
	森谷宏

高橋 けんたろう  
葛生 正文  
小平 奈緒  
岩井 友子  
大塚 裕介  
服部 友則  
木村 孝  
宮本 泰介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	柳 生 正 毅
会 計 管 理 者	檜 舘 洋 子
事 務 局 長	白 土 太
管 理 次 長	谷 内 悟 朗
管 理 係 長	伊 藤 亮 介
しおかぜホール茜浜斎場長	坂 尻 知 子
馬 込 斎 場 長	齋 藤 寿 久
代 表 監 査 委 員	栗 林 紀 子

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	央 重 則
四市複合事務組合議会議員	木 村 孝
四市複合事務組合議会議員	葛 生 正 文